

## 第4章 予防接種

### 1 はじめに（基本的な考え方）

#### （1） 目的

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外のまん延防止対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる必要がある。ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

#### （2） 新型インフルエンザワクチンの特性

- 1) 新型インフルエンザが発生した際には、国の責任の下、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかにプレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を行う。
- 2) 国は、このための体制整備を未発生期から行う必要があり、プレパンデミックワクチンの製造及び備蓄、パンデミックワクチンの生産体制の整備等を行うほか、ワクチン接種が円滑に行われるよう、接種対象者や接種順位のあり方等を明らかにするとともに、接種の実施方法等について決定し、関係機関の協力を得て、接種体制を構築するが、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザ発生から製造・供給までに一定の時間を要すること、また、有効性についても、新型インフルエンザの変異等の状況によっては、必ずしも期待できないことから、新型インフルエンザ対策の一つの対策として位置付け、予防接種に偏重しないことが重要である。
- 3) 本章は、新型インフルエンザワクチンの確保、供給体制、接種対象者及び予防接種体制等に関する対策の参考とするために作成したものであり、具体的な対策を状況に応じて講じていく。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンが存在しない場合があり得るため、本章では、新型インフルエンザワクチンに限って記載する。

### 2 ワクチンの確保

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があり、これらの研究開発から確保まで国が担うこととされている。

#### （1） パンデミックワクチン

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。

## (2) プレパンデミックワクチン

- 1) プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミックを引き起こす可能性のあるウイルスを基に製造される。
- 2) 我が国においては、プレパンデミックワクチンの製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

## 3 ワクチンの供給体制

### (1) ワクチンの供給体制について（未発定期）

県は、国からの要請に基づき、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンを国が売却して供給することに備え、以下の体制を整備する。

- 1) 県医薬品卸協同組合（以下「卸組合」という。）等により、県におけるワクチンの流通を調整する体制を整備する。
- 2) ワクチンの偏在が生じないように、医薬品卸売販売業者（以下「卸業者」という。）や医療機関等におけるワクチンの在庫量を把握するための体制を整備する。なお、在庫量の把握にあたっては、季節性インフルエンザワクチンの在庫確認方法を参考として、別途定めるものとする。

### (2) ワクチンの供給体制について（海外発定期以降）

- 1) 発生時には、特定接種及び住民接種<sup>1</sup>の実施主体に対して円滑に供給されるよう調整することが求められる。また、流通の調整にあたり、不要在庫を発生させないため、及びワクチンが平等に供給されるために体制を整えるなど、新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会報告書を踏まえた対応が求められる。
- 2) ワクチンの流通については、以下の流れを基本とするが、具体的には特定接種に関する実施要領及び住民接種に関する実施要領において定める。
  - ① 政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、厚生労働省は、ワクチン製造販売業者・販売業者及び卸業者と連携して、供給量についての計画を策定する。
  - ② 厚生労働省は、保有するプレパンデミックワクチン及び購入したパンデミックワクチンをワクチン販売業者及び卸業者を通じて、ワクチンの接種場所（健康福祉センター（保健所）、保健センター、学校、医療機

---

<sup>1</sup> 特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種をいう。

関等)に納入する。

3) 需要量及び供給状況の把握については、以下の流れを基本とするが、具体的には特定接種に関する実施要領及び住民接種に関する実施要領において定める。

- ① 特定接種については、厚生労働省は、政府対策本部が決定した特定接種の総枠及び接種対象者を基に、都道府県ごとの配分量を算出する。
- ② 住民接種については、厚生労働省は、各都道府県の人口や優先接種対象者数等の概数、流行状況、ワクチンの接種状況、各都道府県の配分希望量や在庫状況などの情報収集に努める。県は、地域での流行状況、流通在庫及び医療機関在庫を踏まえて厚生労働省に配分希望量を連絡する。その結果に基づき都道府県ごとの配分量を決定する。
- ③ 厚生労働省は、都道府県ごとのワクチンの供給予定量や供給予定時期などのワクチン供給計画を情報提供する。

#### 4 接種対象者について

(1) 特定接種の対象者について

1) 特定接種の制度概要について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者（以下「登録対象者」という。）に限る。）
- ② 国家公務員及び地方公務員のうち、
  - ア 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者、
  - イ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者、
  - ウ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者である。

2) 特定接種の位置付け

- ① 特定接種については、備蓄しているワクチンが有効であれば、それを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が備蓄している H5N1

以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

- ② 特定接種対象者は、海外で新型インフルエンザが発生した場合に、住民よりも先に、ワクチンの接種を開始することが想定される<sup>2</sup>ため、優先的に接種すべき要因のある住民接種の緊急性を踏まえれば、接種に用いるワクチンの別に関わらず、その範囲や総数は、国民が十分理解できるものでなければならない。

したがって、特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、登録対象者の中から、発生時の状況に応じて柔軟に決定する。

- ③ 発生時の状況に応じて決定される特定接種の総数の水準によっては、事業者の従業員のり患等により、一時期、サービス水準が相当程度低下する可能性がある。

このため、国は国民に対し、サービス水準の低下を許容するよう呼びかけ、県は県民に呼びかける。

### 3) 特定接種の登録対象者の基準の考え方及び基準

特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となる得者については、県民にとって十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性があると認められるものでなければならない。

このうち、民間事業者については、実施主体は厚生労働省であり、県は県職員について実施する。

※国の予防接種に関するガイドラインを参照

### (2) 特定接種の登録方法等について

※国の予防接種に関するガイドラインを参照

### (3) 住民接種の接種順位に関する基本的考え方

- 1) パンデミックワクチンの接種対象者は全県民であるが、国が行うパンデミックワクチンの供給開始から全県民分の供給までには一定の期間を要することを考慮しておく。
- 2) 未発生期において、政府対策本部が、パンデミックワクチンの接種順位に関する基本的な考え方を決定することを考慮しておく。

---

<sup>2</sup> 特定接種の全てが終わらなければ住民接種が開始できないというものではない。

※なお、以下のとおり国が示すガイドラインにおいて示されている。

- ① 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ② 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ③ 住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
  - ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
    - (ア) 基礎疾患を有する者  
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
    - (イ) 妊婦
    - イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
    - ウ 成人・若年者
    - エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ④ 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑤ なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。

## 5 予防接種体制について

### (1) 特定接種の接種体制

#### 1) 概要

特定接種については、未発生期から接種体制の構築を図るとともに、発生からできるだけ早期に接種の準備を行い、接種することが必要である。

## 2) 法的位置付け・実施主体等

- ① 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ② 特定接種は、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体として接種を実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員については、県が実施し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村職員については市町村が実施主体として接種を実施する。
- ③ 接種に係る費用については、特措法第 65 条の規定に基づき、その実施について責任を有する者が支弁する。
- ④ 接種費用等については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

## 3) 未発生期における準備

- ① 特定接種対象者に対し、速やかに接種することが求められるものであるため、未発生期からできるだけ早期に接種体制を構築する。
- ② 原則として集団的接種を行うため、100 人以上を単位として接種体制を構築する必要がある。登録事業者は、企業内診療所において接種体制を構築する、又は接種を行う地域の医療機関とあらかじめ発生時に接種に協力する旨の協定を結ぶ等により接種体制を構築する。100 人以上の集団的接種体制を構築できない登録事業者については、登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制の確保を図る。

なお、特定接種を事業者において接種する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設について新たに許可が必要な場合には、県は迅速に対応する。

- ③ 国は、上記の方法によってもなお登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに集団的接種体制を構築することが困難な場合には、業種を担当する府省庁等は、必要に応じ、厚生労働省、県や市町村の協力を得て、事業者を支援し、接種体制を構築させる。
- ④ 医療従事者への特定接種は、勤務する医療機関において実施することとなるため、当該医療機関で接種体制を構築する。
- ⑤ 特定接種の対象となり得る県職員及び市町村職員については、それぞれが接種体制の構築を図る。

#### 4) 県の実施体制

特定接種の実施については、政府対策本部により決定するが、実施の決定があった場合に備え、未発生期に以下の準備を行う。

- ① 特定接種の対象となる職員について把握する必要があるため、健康福祉政策課は、国の示す予防接種実施要領等により、各部局庁（出先機関を含む）に依頼し対象職員の氏名、人数を把握しリストを作成する。

具体的には、特定接種の対象となり得る県職員については以下のとおりとする。

- ア 新型インフルエンザ等対策本部の本部員
- イ 新型インフルエンザ等対策を行う本庁職員
- ウ 衛生研究所職員（新型インフルエンザウイルスの性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生状況の把握を行う職員に限る）
- エ 健康福祉センター（保健所）職員（検体採取、疫学調査を行う職員）
- オ 県議会議員
- カ 県立病院職員（新型インフルエンザ等の診療及び重大・緊急医療に従事する職員）
- キ 県立介護・福祉施設職員（乳児院等）
- ク 水道局職員（水道水の安定的・適切な供給に従事する職員）
- ケ 河川管理・用水供給（水道水、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理に従事する職員）
- コ 企業庁職員（工業用水の安定的・適切な供給に従事する職員）

- ② 集団接種が原則のため、健康福祉政策課は、関係部局庁とその接種方法について協議又は検討をしておく。

- ・ 対策本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員の接種方法について秘書課及び各部主管課と協議する。

- ・ 本庁職員は、健康管理センター又は本庁舎の会議室等で接種をすることを検討する。

- ・ 接種に関する医療従事者の確保の検討。

- ③ 出先機関は、原則、健康福祉センター（保健所）を接種場所とし、健康福祉センター（保健所）は、その地区医師会と接種について協議する。

- ・ 県立病院の接種は、各病院で行う。

- ④ 健康福祉政策課は、特定接種に係る、医療資器材について、必要数を把握し、その入手方法について検討する。

#### 5) 海外発生期から県内感染早期

- ① 実施の判断

政府対策本部長は、海外におけるウイルスの亜型や病原性等の情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、特定接種の実施について速やかに決定する。その後、厚生労働大臣の指示により実施することとなる。

ア 特定接種に使用するワクチンについて

(ア) プレパンデミックワクチンを使用する場合については、プレパンデミックワクチン既接種者の保存血清と、発生したウイルス株を用いた交差免疫性の調査を速やかに行うなど、可能な限り効果の高い接種を行う。なお、発生した新型インフルエンザのウイルスの亜型が異なったり、抗原性が大きく異なるなど、有効性が期待できない場合には、プレパンデミックワクチンの接種を行わない。

(イ) プレパンデミックワクチンが有効であり、パンデミックワクチンの追加接種の必要性がないと判断される場合には、プレパンデミックワクチン既接種者はパンデミックワクチンの対象から外れる場合も考えられ、その判断は、新型インフルエンザ等対策有識者会議の学識経験者の意見を聴き、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部が行う（プレパンデミックワクチンの有効性がない又は不明である場合には、パンデミックワクチンの対象とする。）。

(国の予防接種に関するガイドライン参照)

② 接種体制の構築等

ア バイアルサイズ

国から送付されるワクチンは緊急に接種するため、10ml など大きな単位のバイアルでワクチンを供給することを基本としている。このため原則として集団的に接種を実施する。

イ 県における接種の実施

(ア) 県対策本部事務局は、本部長の指示のもと、特定接種の接種準備を行う。

(イ) 未発生期に整備した、接種方法により接種を開始する。

(ウ) 接種対象者となる職員のいる部局は、対策本部事務局と協力し、職員の接種に努める。

(エ) 対策本部事務局は、県庁疾病対策課と協力して副作用との情報を収集する。

ウ 市町村及び登録事業者の接種に係る医療従事者の確保

(ア) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制

を構築する登録事業者、国、県及び市町村は、地区医師会等の協力を得て、事前に確保をしておく。

- (イ) 通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措法第31条の規定に基づき、厚生労働大臣及び県知事は、医師、看護師その他政令で定める医療関係者に対し、特定接種の実施に関し必要な協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うことを検討する。

## エ 登録事業者又は事業者団体における接種体制の構築

- (ア) 原則として、登録事業者ごとの接種対象者数は事前に登録している人数を上回らないものとする。
- (イ) 登録事業者又は事業者団体は、予定した接種体制に変更がある場合は、業種の担当府省庁を経由して、厚生労働省へ登録する。
- (ウ) 医療従事者への接種は、勤務する医療機関において実施する。
- (エ) 厚生労働省は、業種の担当府省庁の協力を得て、以下の手順を基本とし、接種の調整を行う。なお、具体的な手順については、特定接種に関する実施要領において定める。
  - ア) 登録事業者に対し、政府対策本部が決定した特定接種の総枠及び接種対象者数を通知する。
  - イ) 登録事業者に対し、企業内診療所において接種する場合は、接種体制を構築するよう求め、医療機関等に委託することとしていた場合は、あらかじめ協定を結んだ医療機関等に、接種の実施を依頼するよう求める。
  - ウ) 業種の担当府省庁に対し登録事業者ごとの、接種予定医療機関名、接種予定者数及びその合計数を把握することを求める。厚生労働省は必要に応じて業種の担当府省庁へこれらの情報について提出するよう求めることができる。
- (エ) 登録事業者は、国、地域医師会の協力を得て、各接種実施医療機関（企業内診療所を含む。）と接種体制を構築する。
- オ) 厚生労働省は、登録事業者から提出を受けた接種予定人数を踏まえ、県等の協力を得て、ワクチン供給予定日を伝達するとともに、接種予定医療機関（企業内診療所を含む。）にワクチンが供給されるよう調整する。
- カ) 登録事業者と各接種実施医療機関（企業内診療所を含む。）は、厚生労働省から伝達されたワクチン配分量等を踏まえて、接種日時等を決定し、接種を実施する。
- キ) 登録事業者は、従業員に対して予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成する。登録事業者は各接種実施医療機関（企業内診療所を含む。）に接種予定者名簿を提出することとし、各接

種実施医療機関(企業内診療所を含む。)における接種対象者の確認は、接種予定者名簿及び職員証等で行う。

#### (オ) 登録事業者等の接種の実施

接種会場においては、接種を受ける者は、接種券を提出又は身分証明書を提示する等、新型インフルエンザ等が発生した後に厚生労働省が定める方法により接種対象者であることの確認を受け、接種を受ける(接種対象者であることを確認できない者については、接種を行わない。)

#### (カ) 報告・公表等

登録事業者は、実際に接種した人数を集計するとともに、業種の担当府省庁に報告する。業種の担当府省庁は、接種者数を厚生労働省に報告し、厚生労働省が集計する。

登録事業者として登録された事業者については、その事業者名を登録完了時に公表されるものとする。また、登録事業者として登録した事業者は、「業務を継続的に実施するよう努めなければならない」(特措法第4条第3項)が、住民への接種よりも先に接種することからも、

このような義務を果たすことを担保するため、特措法上の公共性・公益性と登録事業者の利益の程度に応じた地位義務を明確にする。このため、届出及び公表に関する事項については、登録に関する実施要領において別途定めるものとするが、基本的枠組としては、新型インフルエンザ等の発生後、登録事業者は、業種を担当する府省庁に業務の継続状況に関する事項を届出し、業種を担当する府省庁は、接種を実施した事業者名等を公表するものとする。

#### オ 広報・相談

(ア) 特定接種については、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員を対象とした接種であることから、その対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行うことが必要である。

(イ) 業種の担当府省庁を通じて登録事業者等(登録事業者や接種対象者)に、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等に関する情報提供を行うとともに、インターネットやマスメディアを通じて、随時、以下に示す情報の提供を行う。

ア) 国は、ワクチン接種に係るデータの収集・分析などを行い、安全性・有効性の確保に努めるとともに、安全性・有効性に関する知見等につい

て、積極的かつ迅速に周知する。また、接種の目的、実施方法等について、分かりやすく周知する。これらの情報を分かりやすく取りまとめたQ & A や広報資材などを作成するため、県民に周知する。

イ) 県及び市町村は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(ウ) 特定接種は、ワクチンの供給量が限られている中、登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に従事している者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員を対象とし、その他の国民を対象としないことから、その目的・趣旨や、接種によって医療の提供や国民生活及び国民経済の安定の確保されることにより国民全体に利益が及ぶことについて、県民に分かりやすく広報を行う必要がある。

(エ) また、特定接種について、国民の理解を得るためには、住民接種の見直しについて国から情報を収集し、県民に情報提供する。

#### 6) 県内感染期

プレパンデミックワクチンが有効な場合は、海外発生期から県内感染早期に特定接種が実施されると考えられるが、プレパンデミックワクチンが有効でない場合パンデミックワクチンを用いることになり、県内感染期においてワクチンの量がさらに少なくなることも想定される。

実施については、厚生労働大臣の指示に基づき、海外発生期から県内感染早期と同様に行う。

#### 7) 小康期

小康期においては、特定接種は行わない。

## ○特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### **県における特定接種の対象となり得る職務**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	県対策本部員	区分1	健康福祉部
県対策本部の事務及び対策を実施する職員	県対策本部事務局職員等	区分1	健康福祉部
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	衛生研究所職員	区分1	健康福祉部
帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	健康福祉センター(保健所)職員	区分1	健康福祉部
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	県議会議員	区分1	議会事務局
県議会の運営	議会事務局職員	区分1	議会事務局

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる県民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	区分1 区分2	県警本部

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業及び下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務（運用は登録事業者と同様とする。）

特定接種の対象となり得る職務	職種	区分	担当部局
新型インフルエンザ等医療型	県立病院職員	区分3	病院局
重大・緊急医療型			病院局
社会保険・社会福祉・介護事業	県立の介護・福祉施設職員	区分3	健康福祉部
上水道業	上水道業に従事する職員	区分3	水道局
河川管理・用水供給業	河川管理・用水供給業に従事する職員	区分3	県土整備部
工業用水道業	工業用水道業に従事する職員	区分3	企業庁
下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業	下水道業に従事する職員	区分3	県土整備部

**(2) 住民接種の接種体制**

1) 概要

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、新型インフルエンザ等が県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、経済活動の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの県民に接種する。
- ② このため、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種として、かつ、原則として集団的接種を行うことにより、全县民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においても、県民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、経済活動に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として、全県民が接種することができる体制の構築を図る。

## 2) 法的位置付け・実施主体等

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種として市町村が接種を実施する。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定（新たな臨時接種）に基づく予防接種として、市町村が接種を実施する。

※接種費用については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。  
なお、上記の接種に係る費用負担割合については、以下のとおり

### ○新型インフルエンザ等緊急事態における住民接種

費用負担割合は、原則、国 1/2：都道府県 1/4：市町村 1/4（その他、地方公共団体の財政力に応じ国庫負担割合の嵩上げ等あり）【特措法第46条第3項、第69条及び第70条】

### ○新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合【予防接種法第6条第3項（新臨時予防接種）による予防接種】

接種費用は、被接種者の自己負担で実施するが、市町村が経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用減免措置あり。費用負担割合は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4【予防接種法第21条、第22条第2項及び第23条第2項】

## 3) 未発生期、海外発生期及び国内発生早期（県内未発生）

- ① 市町村は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、当該市町村に居住する市町村民（在留外国人を含む。）が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- ② 市町村は、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約の受付方法等について厚生労働省が定める住民接種に関する実施要領を参考に、あらかじめ住民接種に関する手順を計画する。
- ③ 市町村は、国が示した具体的なモデルなどの技術的な支援を基に、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列

挙する事項等に留意し、地区医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

ア 医師、看護師等の医療従事者及び受付、会計等の事務担当者の確保

イ 接種場所の確保（医療機関、健康福祉センター（保健所）、保健センター、学校等）

ウ 接種に要する器具等の確保

エ 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

④ 県は、国と協力しながら、医師会、関係事業者等の協力を得て、市町村が進める接種体制の構築を調整する。

⑤ 県は、市町村の円滑な接種の実施のために、あらかじめ、県民が居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするため、千葉県定期予防接種相互乗り入れ事業において、国から供給されるパンデミックワクチンを対象ワクチンとして追加を検討する。また、近隣の都県との広域的な住民接種に関する協定については、厚生労働省に技術的な支援を求めながら、当該都県と検討するよう努める。

⑥ 県は、子どもの予防接種要注意者（心臓血管系疾患等の基礎疾患を有するもの及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのあるもの等）が、住民接種を適切に行えるよう千葉県予防接種センター等を活用して、県内に接種体制を整備する。

#### 4) 県内発生早期

##### ① 実施の判断

ア 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、特措法第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。

イ 県は、国の決定に基づき、厚生労働省から指示を受けて、市町村に対して、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）に基づく予防接種を実施するよう連絡する。

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合においては、県は、国の決定に基づき、厚生労働省から指示を受けて、市町村に対して、予防接種法第6条3項の規定（新たな臨時接種）に基づく予防接種を実施するよう連絡する。

##### ② 接種対象者

ア 住民接種は、在留外国人を含む全県民を対象とする。

イ 実施主体である各市町村が接種を実施する対象者は、原則、当該市町村の区域内に居住する者とする。なお、当該市町村に所在する医療機関

に勤務する医療従事者及び入院中の患者等に対しても接種を実施する場  
合がある。

### ③ 接種体制の構築等

#### ア バイアルサイズ

国から送付されるワクチンは緊急に接種するため、10ml など大きな単  
位のバイアルでワクチンを供給することを基本としている。このため、  
原則として集団的接種により行うこととなる。

#### イ 医療従事者の確保

(ア) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制  
を構築する市町村は、地区医師会等の協力を得て、事前に確保をしてお  
く。

(イ) 通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措  
法第46条第6項において読み替えて準用する第31条の規定により、別  
紙様式13及び14により、知事は医師、看護師その他政令で定める医療  
関係者に対し、住民に対する予防接種の実施に関し必要な協力の要請等  
を行うことを検討する。

#### ウ 接種の実施会場の確保

(ア) 接種は、原則として集団的接種により行う。

(イ) 接種は、市町村が実施主体となり、県の協力を得て健康福祉センタ  
ー（保健所）や市町村の保健センター、学校等を活用するか医療機関に  
委託することにより接種場所を確保する。

(ウ) 接種のための会場は、地域の実情に応じて、人口1万人に1か所程  
度の接種会場を設けて接種を行う。

(エ) 医療機関が自らの従事者に対して接種を行う場合には、当該医療機  
関において接種する。

(オ) 医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、当  
該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅  
医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場  
合、訪問による接種も検討する。

(カ) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施  
設等において集団的接種を行う。

#### エ 接種体制の構築

(ア) ワクチン接種に当たっては、原則、厚生労働省が定める住民接種に  
関する実施要領を参考にして作成された市町村作成の住民接種に関す  
る手順により行うが、以下の点についても考慮する。

ア) 医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所の設備の確保を  
行う。また、接種場所には、ワクチン接種直後のショックなど副反応

の発生に対応するために必要な医薬品・器具等を用意しておく。

- イ) 接種場所の入口において、市町村作成の住民接種に関する手順により接種対象者であることを確認する。
  - ウ) 接種待機場所へ入る前に問診と体温測定（必ず実施）を行い、発熱（37.5℃以上）、呼吸器症状等の症状を認めた者は、接種対象者とせず、マスクを着用させ、かかりつけ医等への受診を勧奨する。
  - エ) 有症状者以外については、接種待機場所においてワクチンの有効性、副反応等に関する説明を十分に行う。
  - オ) 接種医師は、予診票の内容を十分確認し、接種対象者から同意書による同意を得た上でワクチンを接種する。
  - カ) 接種不適合者については、理由を十分に説明し、次の接種予定日を示した上で帰宅させる。
- (イ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図る。また、発熱等の症状を呈している者が赴いた場合には、新型インフルエンザの可能性を考慮の上、接種関係者は、必要に応じてPPE（N95マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、ガウン等）を着用し、発熱者にはマスクを着用させ、かかりつけ医等への受診を勧奨し帰宅させる。
- (ウ) 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することができる。
- ア) ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
  - イ) 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行う。
  - ウ) 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
  - エ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担

当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

オ) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

カ) 接種後の注意として、接種後のアナフラキシー・ショックや副反応等には注意し、被接種者が帰宅後異常を認めた場合には、直ちに接種医又は居住地の市町村に連絡し、指示に従って医療機関を受診するよう説明をしておく。また、副反応が疑われる被接種者を診察した医師は、速やかに予防接種法に基づく副反応報告の報告基準に従って、厚生労働省に報告する。

#### ④ 接種の通知等

市町村は、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約の受付方法等について厚生労働省が定める住民接種に関する実施要領を参考に、あらかじめ住民接種に関する手順を計画する。

#### ⑤ 住民接種に関する広報・相談

ア 県は、新型インフルエンザ等相談窓口において住民接種に関する問い合わせに対応する。

イ 市町村は、実施主体として、住民への広報と基本的な相談に応じる。

ウ 広報・相談に当たって、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には混乱等が予想されるため、次のような点に留意する。

(ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

(イ) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

(ウ) 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。

エ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、県・市町村としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。

オ 県は、様々な広報媒体を活用して、国から示される Q&A 等、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

カ 市町村は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施

場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

#### 5) 県内感染期

実施については、県内感染早期と同様に予防接種を継続して実施する。

#### 6) 小康期

流行の第二波に備え、実施については、県内感染早期と同様に予防接種を継続して実施する。

### 6 その他

#### (1) ワクチンの接種回数

- 1) プレパンデミックワクチンについては、原則として、2回接種とし、1回目の接種後、3週間間隔をおいて2回目の接種を実施する。
- 2) パンデミックワクチンについても、原則として、2回接種とする。
- 3) ただし、プレパンデミックワクチンの2回接種を受けた者については、これら被接種者について実施した有効性に関する評価を踏まえた上で、国がパンデミックワクチンの接種の必要性について検討することとしており、パンデミックワクチンの対象から外れる場合も想定される。
- 4) プレパンデミックワクチンの2回接種を受けた者に対し、パンデミックワクチンの接種が必要と判断された際には、交叉免疫性がある場合、パンデミックワクチンの接種は1回で効果を有する場合も想定されており、国が接種回数を決定する。
- 5) パンデミックワクチンについては、年齢等の違いによる接種の効果についての評価を行い、接種回数について、国が接種回数を決定する。

#### (2) 発生時の有効性・安全性に関する調査

##### 1) 有効性

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種に当たって、県、市町村及び先行的に接種を受けた者の所属事業者は、厚生労働省の協力依頼に基づき、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの有効性に関する調査に協力する。

##### 2) 安全性

- ① 県は、あらかじめ予防接種法第12条の規定に係る予防接種後副反応報告基準を県医師会等関係団体に周知する。
- ② 市町村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

- ③ 医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、速やかに厚生労働省へ直接報告する。また、接種を行った医師以外の医師が予防接種による副反応を疑った場合には、当該患者の集団接種の記録を管轄の市町村に問い合わせ、その結果、因果関係があると判断した場合には、速やかに厚生労働省へ直接報告する。なお、当該報告は、予防接種法に基づく接種としての報告と、薬事法第 77 条 4 の 2 第 2 項の報告を兼ねたものであり、医師は当該報告のみを行うことで足りる。
- ④ 医療機関は、厚生労働省が安全対策のため副反応報告をインフルエンザワクチンの製造販売業者等に対し情報提供することがあるので、薬事法第 77 条の 3 第 1 項に基づき、製造販売業者等から副反応等に関する情報収集の協力依頼がなされた際には、同条第 2 項に基づき、製造販売業者の当該情報収集への協力を努める。

### 3) 健康被害救済

- ① 接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合は、その実施主体が、住民接種の場合は、市町村が給付を行う。
- ② 接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。